

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2020-142860(P2020-142860A)

【公開日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-037

【出願番号】特願2019-112599(P2019-112599)

【国際特許分類】

B 6 5 D 63/10 (2006.01)

B 6 5 B 27/00 (2006.01)

B 6 5 H 75/08 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 63/10 M

B 6 5 B 27/00 A

B 6 5 H 75/08

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月24日(2021.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被結束物に巻き回し、重ね合わされた部分をステープルで綴じることで、前記被結束物を結束可能な結束用テープであって、

複数の第1の線状材と、前記複数の第1の線状材に対して交差する複数の第2の線状材とを有する中間層と、

前記中間層の一方の表面を覆い、樹脂素材からなる第1表面層と、

前記中間層の他方の表面を覆い、樹脂素材からなる第2表面層とを備え、

隣り合う前記第1の線状材の間隔は5mm以下である
結束用テープ。

【請求項2】

隣り合う前記第1の線状材の間隔は3mm以下である
請求項1に記載の結束用テープ。

【請求項3】

前記第1の線状材は、前記結束用テープの長手方向に対して直交して配置される
請求項1又は2に記載の結束用テープ。

【請求項4】

前記第2の線状材は、前記結束用テープの長手方向に延設されている
請求項1から3のいずれか一項に記載の結束用テープ。

【請求項5】

前記中間層の幅方向の一端部には、前記結束用テープの長手方向に離間する複数の第1
切れ込みが形成され、

前記中間層の幅方向の他端部には、前記結束用テープの長手方向に離間する複数の第2
切れ込みが形成され、

少なくとも一つの前記第1切れ込みは、前記中間層の前記幅方向の最も一端部側に位置

する前記第2の線状材の幅の60%以上を切断している、
請求項1から4のいずれか一項に記載の結束用テープ。

【請求項6】

少なくとも一つの前記第1切れ込みの前記幅方向の長さは、前記結束用テープの幅に対して15%以下である、

請求項5に記載の結束用テープ。

【請求項7】

被結束物に巻き回し、重ね合わされた部分をステープルで綴じることで、前記被結束物を結束可能な結束用テープを備えるテープ巻き付け体であって、

中心軸を中心とする中空の筒状に形成され、内壁面と、前記結束用テープが巻き回される外周面と、前記内壁面と前記外周面を接続し、前記中心軸の方向を向いた一方の端面とを有する管部材と、

前記端面に対向するように配設されるフィルムであって、前記内壁面で囲まれる領域に連通する孔を有するフィルムと

を備え、

前記フィルムは、可撓性を有して弾性変形が可能であり、

前記孔の端縁は、前記端面から前記中心軸の方向に突出する
テープ巻き付け体。

【請求項8】

前記内壁面と前記中心軸との最小距離(D2)は、前記孔の前記端縁と前記中心軸との最小距離(D1)より大きく、

前記孔の前記端縁の、前記端面からの突出量は、1mm以上である

請求項7に記載のテープ巻き付け体。

【請求項9】

前記内壁面と前記中心軸との最小距離(D2)が前記孔の前記端縁と前記中心軸との最小距離(D1)より大きい部位は、前記中心軸に沿う方向の厚さ(T)が0.05mm以上から2mm以下である

請求項7又は8に記載のテープ巻き付け体。

【請求項10】

前記フィルムは、前記中心軸と同心の膜体である

請求項7から9のいずれか一項に記載のテープ巻き付け体。

【請求項11】

前記孔は、前記中心軸と同心である

請求項7から10のいずれか一項に記載のテープ巻き付け体。

【請求項12】

前記フィルムは、略円形の膜体である

請求項7から11のいずれか一項に記載のテープ巻き付け体。

【請求項13】

前記孔は、略円形に形成され、

前記フィルムの外径に対して前記孔を前記フィルムの内径としたとき、前記フィルムの内径側端縁は、前記端面から前記中心軸方向に突出する

請求項12に記載のテープ巻き付け体。

【請求項14】

前記フィルムの外径は、前記結束用テープの使用開始時における外周面よりも小径である

請求項12又は13に記載のテープ巻き付け体。

【請求項15】

前記フィルムは前記結束用テープの側面に接着され、その接着面積は、巻回された前記結束用テープの外周側から内周側に向かって減少する

請求項7から14のいずれか一項に記載のテープ巻き付け体。

【請求項 16】

結束用テープを用いて被結束物を結束するための園芸用結束機に装填される前記結束用テープが巻き回されるテープ巻き付け体であって、

中心軸を中心とする中空の筒状に形成され、内壁面と、外周面と、前記内壁面と前記外周面を接続し、前記中心軸の方向を向いた一方の端面とを有する管部材と、

前記内壁面から前記中心軸に向かって1mm以上突出し、可撓性を有する突出部とを備えるテープ巻き付け体。

【請求項 17】

前記突出部は、前記中心軸の方向における中心位置から±5.5mm以内の範囲Wに設けられる請求項16に記載のテープ巻き付け体。

【請求項 18】

前記突出部は、前記中心軸の方向における最大厚みTが、0.05mm以上、2mm以下である

請求項16又は17に記載のテープ巻き付け体。

【請求項 19】

円筒状に形成される円筒部と、前記円筒部の先端に形成され、前記円筒部から径方向に突出する環状の底面部を含む円錐台部とを有する軸部を含み、結束用テープが収容されるテープマガジン部と、

ステープルが装填されるステープルマガジン部とを備え、

前記テープマガジン部から前記結束用テープを引き出して被結束物に掛け回し、前記結束用テープを前記ステープルで綴じることで前記被結束物を結束する結束機の前記テープマガジン部に装填されるテープ巻き付け体であって、

中心軸を中心とする中空の筒状に形成され、内壁面と、前記結束用テープが巻き回される外周面と、前記内壁面と前記外周面を接続し、前記中心軸の方向を向いた一方の端面とを有する管部材と、

前記端面に対向するように配設され、可撓性を有して弾性変形が可能なフィルムであって、前記内壁面で囲まれる領域に連通し、前記円錐台部の底面部の半径よりも小さい半径の孔を有するフィルムと

を備え、

前記孔の端縁は、前記端面から前記中心軸方向に突出するように位置し、

前記フィルムの孔を通過した前記円錐台部の底面部が前記孔の縁部に接触することにより、前記結束機に保持されるように構成される、

テープ巻き付け体。

【請求項 20】

被結束物に巻き回し、重ね合わされた部分をステープルで綴じることで、前記被結束物を結束可能な結束用テープを備えるテープ巻き付け体であって、

中心軸を中心とする中空の筒状に形成され、内壁面と、前記結束用テープが巻き回される外周面と、前記内壁面と前記外周面を接続し、前記中心軸の方向を向いた一方の端面とを有する管部材と、

前記端面に対向するように配設されるフィルムであって、前記内壁面で囲まれる領域に連通する孔を有するフィルムと

を備え、

前記フィルムは、可撓性を有して弾性変形が可能であり、

前記フィルムは、前記内壁面から前記中心軸に向かって突出しているリブ部を備えるテープ巻き付け体。

【請求項 21】

被結束物に巻き回し、重ね合わされた部分をステープルで綴じることで、前記被結束物を結束可能な結束用テープを備えるテープ巻き付け体であって、

中心軸を中心とする中空の筒状に形成され、内壁面と、前記結束用テープが巻き回され

る外周面と、前記内壁面と前記外周面を接続し、前記中心軸の方向を向いた一方の端面とを有する管部材と、

前記端面に対向するように配設されるフィルムであって、前記内壁面で囲まれる領域に連通する孔を有するフィルムと

を備え、

前記フィルムは、可撓性を有して弾性変形が可能であり、

前記フィルムの内径側端部は、前記管部材の内壁面から突出するテープ巻き付け体。